

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 移住定住課

個人情報ファイルの名称	南相馬市サポーター会員リスト	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	商工観光部移住定住課	
個人情報ファイルの利用目的	南相馬市サポーター登録、南相馬市の情報提供（郵送、メール）	
記録項目	1 会員番号、2 会員登録日、3 氏名（ふりがな）、4 郵便番号、5 住所、6 生年月日、7 性別、8 電話番号、9 メールアドレス、10 現在の職業、11 南相馬市との関わり、12 登録のきっかけ、13 応援メッセージ、14 年齢	
記録範囲	南相馬市サポーター会員申込者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	特になし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課	
	（所在地）〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 2 月 2 3 日